

平成30年第1回（2月）

粕屋町議会臨時会

平成30年2月20日（火）

平成30年第1回粕屋町議会臨時会会議録（目次）

第1号 2月20日（火）

・開 会	5
・会議録署名議員の指名	5
・会期の決定	5
・行政報告	6
・議案の上程（第1号～第7号）	6
・議案に対する質疑	10
・議案の委員会付託	11
・各委員長の審査結果報告・質疑・討論・採決	12
議案第1号 粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	12
議案第2号 粕屋町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	12
議案第3号 粕屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	14
議案第4号 平成29年度粕屋町一般会計補正予算について	16
議案第5号 工事請負契約の変更について	18
議案第6号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同規約の変更について	19
議案第7号 和解及び損害賠償の額の決定について	21
・閉 会	25

平成30年第1回粕屋町議会臨時会会議録（第1号）

平成30年2月20日（火）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会期の決定
- 第3. 行政報告
- 第4. 議案の上程
- 第5. 議案に対する質疑
- 第6. 議案の委員会付託
- 第7. 委員長報告
- 第8. 委員長報告に対する質疑
- 第9. 討論
- 第10. 採決

2. 出席議員（16名）

1番 末 若 憲 治	9番 川 口 晃
2番 井 上 正 宏	10番 田 川 正 治
3番 案 浦 兼 敏	11番 福 永 善 之
4番 鞭 馬 直 澄	12番 小 池 弘 基
5番 安 藤 和 寿	13番 久 我 純 治
6番 中 野 敏 郎	14番 本 田 芳 枝
7番 木 村 優 子	15番 八 尋 源 治
8番 太 田 健 策	16番 山 脇 秀 隆

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古 賀 博 文 ミキシング 高 榎 元

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（21名）

副町長	吉武信一	総務部長	安河内強士
教育長	西村久朝	都市政策部長	因光臣
住民福祉部長	安川喜代昭	総務課長	山本浩
学校教育課長	山野勝寛	協働のまちづくり課長	杉野公彦
経営政策課長	今泉真次	収納課長	臼井賢太郎
税務課長	中原一雄	給食センター所長	神近秀敏
社会教育課長	新宅信久	介護福祉課長	八尋哲男
健康づくり課長	中小原浩臣	子ども未来課長	堺哲弘
総合窓口課長	藤川真美	都市計画課長	田代久嗣
道路環境整備課長	安松茂久	上下水道課長	松本義隆
給食センター課長補佐	石山裕		

(開会 午前9時30分)

◎議長(山脇秀隆君)

おはようございます。

4年に一度の冬季オリンピックが韓国の平昌で開催され、毎日、日本選手の活躍に一喜一憂しております。それも早いもので、今月25日で平昌オリンピックが閉幕いたします。長野冬季オリンピックで獲得したメダルの数10個を超えることが予想され、華々しい結果となりそうであります。しかし、ここに至るまでの厳しい道のりは、だれも想像することができません。金メダルを獲得した羽生選手や小平選手のここに至るまでの苦勞を聞くと、けがによって戦線を離脱し、悔しい思いの中で完全にけがを克服して万全の体制で臨んでいこうと日々努力してきたことが紹介されておりました。金メダルという結果がそれを物語っていると思いました。

本日は、お手元に配付していますように、因辰美町長よりリハビリのための欠席届が提出されております。昨年末より病氣療養のため入院を余儀なくされておりますが、本人も日々リハビリに励んで、医師によりますと早い回復傾向にあると聞き及んでおります。しっかりとリハビリをして、万全の体で町政へ復帰していただきたいと思っております。議員各位におかれましては、事情推察の上、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

ただ今の出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、ただ今から、平成30年第1回粕屋町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎議長(山脇秀隆君)

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今臨時会の会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により、議長において13番、久我純治議員及び15番、八尋源治議員を指名いたします。

◎議長(山脇秀隆君)

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(山脇秀隆君)

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎議長(山脇秀隆君)

日程第3、行政報告並びに……。

声を出してください。

はい、本田議員。

◎14番（本田芳枝君）

今、会期の決定がなされました。今臨時議会が今から行われるわけですが、皆さんのお手元に町長の欠席届が出ています。それで今日は欠席ということなのですが、今日は本当にいろんな議案が出ておりまして、それが今までのものと、今後に影響する非常に大きな議案もございます。そういった中で責任の所在が明確でないということで休憩の動議を出したいと思います。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

ただ今、本田芳枝議員から動議が提出されました。

この動議が成立するためには、ほかに1名以上の賛成者が必要であります。この動議に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

◎議長（山脇秀隆君）

所定の賛成者がありましたので、動議は成立いたしました。

ただ今より、暫時休憩いたします。

（休憩 午前9時34分）

（再開 午前10時30分）

◎議長（山脇秀隆君）

それでは、再開します。

日程第3、行政報告並びに日程第4、議案の上程を行います。

お手元に配付しておりますように、本臨時会に町から提出されました議案は7件であります。行政報告並びに議案提案理由の説明を求めます。

吉武信一副町長。

（副町長 吉武信一君 登壇）

◎副町長（吉武信一君）

おはようございます。

本日、平成30年第1回粕屋町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多忙の中を全員のご出席を賜り、心から感謝を申し上げます。

議長から町長より欠席届が提出されてる旨のご報告がございましたが、因町長は12月19日より体調を崩し、現在も入院療養中で復帰に向けてリハビリをされている

ところでございます。議会並びに議員各位にご迷惑をおかけするようになったことを大変申し訳なく思っておられ、くれぐれも議員の皆さまにお詫びを申し上げてくれとのことでございます。健康上の理由でやむなく欠席されますことをどうかご理解賜りますよう、お願いを申し上げます。

以上のことから、今臨時会は私が代わりを務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、行政報告を申し上げます。

平成29年7月1日に就任いたしました副町長の池田泰博氏が、一身上の都合により、1月21日付で辞職しましたことを報告いたします。詳細につきましては、町長が療養中でございますので、改めてご報告をさせていただきます。

次に、粕屋町総合体育館プール棟の営業再開について報告いたします。昨年12月17日に総合体育館のプール棟で天井の一部が落下する事案が発生し、プールの利用を中止して落下防止措置と補強工事を行ってきたところでございますが、来る3月6日火曜日、午前10時から営業を再開できる見込みとなりましたので、ご報告をさせていただきます。利用中止の期間中、ご利用の多くの皆さま方にご不便をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。営業再開に対しまして、皆さま方の更なるご利用を切にお願い申し上げます次第です。

以上で行政報告を終わります。

次に、本日の臨時会に町から提案いたします議案は、条例の改正が3件、平成29年度補正予算が1件、工事請負契約の変更が1件、一部事務組合の規約変更が1件、和解及び損害賠償額の決定が1件、以上7件でございます。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号は、粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改正法案が国会におきまして12月8日、可決成立しましたので、国家公務員の給与改定に準じまして、一般職の職員給与を改定するものでございます。

今回の改正の概要といたしましては、官民給与の格差0.15%を解消するため、第1に若年層を中心に給料月額を平均0.2%引き上げるものでございます。第2に勤勉手当の支給月数を年間4.3月分から4.4月分へ0.1月分の引き上げ改定を行うものでございます。

議案第2号は粕屋町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第3号は粕屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案第2号と第3号は、人事院勧告に基づき国の特別職国家公務員の給与改定に準じまして、期末手当の支給月数を年間3.25月分から3.30月分へ0.05月分の引き上げ改定を行うものでございます。

議案第4号は、平成29年度粕屋町一般会計補正予算についてでございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,096万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を140億9,343万円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、ふるさと納税の増加により寄附金を8,000万円増額するものでございます。また、財源不足を補うため、財政調整基金から4,096万9,000円の繰入れを計上しております。

一方、歳出の主なものといたしましては、ふるさと納税事業費を4,063万7,000円、ふるさとづくり基金積立金を8,000万円、また給食センター建設中断に伴う損害賠償金の追加費用として学校給食センター管理運営事業費を961万2,000円増額し、あわせて給与改定に伴う人件費の増額及び人件費不用額の精算の結果、928万円減額するものでございます。

議案第5号は、工事請負契約の変更についてでございます。

この工事は、社会資本整備総合交付金事業による峰屋敷・向川原線道路新設工事でございます。変更内容の主なものは、撤去工の廃棄物処理及び安全施設工の増嵩を行うものでございます。今回の変更による増額は1,153万2,240円となり、変更後の契約金額を1億831万1,040円とするもので議会の議決を求めるものでございます。

議案第6号は、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組規約の変更についてでございます。

平成30年3月31日に豊前広域環境施設組合が解散されることに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を減少し、福岡県市町村職員退職手当組規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第7号は、和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。

PFI方式による粕屋町学校給食共同調理場整備運営事業は、平成27年9月から着手し、平成29年4月7日には現給食センターが供用開始となりました。さて、本件議案の概要を説明いたします。

平成27年9月から基礎工事中、想定外の深さから産業廃棄物が排出されたことで、この場所は過去町の一般廃棄物処分場であり、給食センターを建設することの是非をマスコミから問われました。このことを議会に相談し、やむなく平成27年12月3日から25日までの間、工事を一時中断いたしました。工事を中断したことか

ら、事業契約書第50条の規定により、開業、引き渡しの遅延を原因とした増加費用の負担は町が行わなければならないというふうになっているため、S P Cである株式会社粕屋町学校給食サービスから粕屋町に対し、平成28年4月28日に工事中断から再開までの費用、工期延長、開業遅延による増加費用及び給食停止を回避するための旧給食センター改修工事費用として、合計税抜き2億1,556万8,613円が請求されました。この請求は、中断の原因となりました地中から排出された産業廃棄物の処分費についても、実施方針のリスク分担表により粕屋町が負担すべき事項に該当するため、町が負担しなければなりませんでした。その後粕屋町は、担当職員と顧問弁護士を交えた体制でS P C側の関係業者と金額交渉を幾度となく重ねてまいりました。

交渉と協議を重ねていく中で、平成28年11月25日付で暫定合意を取り交わすことになりました。この暫定合意は、一昨年の12月議会で可決していただきました。概要は、工事を最後まで続行することを条件として、旧給食センター改修工事費用及びメタンガス対策費を除く税抜き1億498万3,700円という内容です。当時はまだ建設工事中で、増加費用の仮払金として履行保証保険料の実費分40万6,360円を含む税抜き5,442万2,182円を平成29年1月末日までに支払い、残額は平成29年6月末日までの外構工事の完成及び旧給食センター解体工事完了までに、確定金額から仮払金の金額を控除し精算するとした内容でした。その後、残額に対する交渉経過については、昨年平成29年12月11日に開催されました建設特別委員会において、顧問弁護士により交渉の経過の説明を受けましたが、今後も粘り強く精査し、交渉を重ねるよう要求されました。

そして、本日の議会の承認を条件として、暫定合意金額のうち仮払金控除後の追加費用を税抜き890万円とすることでS P C側と町との双方で和解するため、本件を上程するものです。主に工事中断を原因で実費として昨年1月に支払った保険料込み5,442万2,182円と今回の890万円の計6,332万2,182円は、町としてはやむを得ない金額だと判断しております。これ以上減額することは困難な状況でございます。これまでの交渉の段階で大きく減額になっていますが、議決をいただけなかった場合、当初の高額な請求金額に戻され、もともとあった支払い遅延防止法に基づく遅延損害金も加算された内容での損害賠償事件に発展し、高額な賠償金と裁判費用、そして長期にわたる裁判が想定され、町政の混乱を生じることになります。また、事業契約書や実施方針のリスク分担表により、元々町有地から排出される廃棄物処分費用は粕屋町が負担しなければならないことを含め、国土交通省営繕工事ガイドラインの内容から見ても、工場の一時的な中断は粕屋町に帰責があると考えられます。

従いまして、本町としましては、SPC側と町との双方の互譲による和解を選択し、早期の決着を図り、事業契約も平成43年8月末までと15年の長期の契約になっているところから、日々安全で安心な学校給食を提供できることに傾注するとともに、運営に関してSPC側との良好な関係を保つため、最善を尽くしてまいりたいと思っています。よって、今般、SPC側と和解及び損害賠償の額を決定することについて地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。何卒よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(副町長 吉武信一君 降壇)

◎議長（山脇秀隆君）

日程第5、議案に対する質疑に入ります。

質疑は一括番号順に……。

その他ですか。議案に対する、今、日程第5に移ってますけど、その中で質問はできませんか。行政報告に対する質問はできませんので。できない。なってますんで、よろしくをお願いします。

質疑は、一括番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

町長不在ですので、お尋ねしてもたぶんお答えが難しい質問をいたします。

それは、特別委員会でも質問はできますが、同じことなのでここでお尋ねします。

27年の11月の終わりに全員協議会を開いて……。

◎議長（山脇秀隆君）

本田議員、議案に対しての質疑になりますので、議案の番号を言って質問していただけますか。

◎14番（本田芳枝君）

議案第7号和解及び損害賠償の額の決定についての説明のところ疑問に思いましたので、質問をします。だから、よろしいですよ、説明のところでも。

◎議長（山脇秀隆君）

議案ですから大丈夫です。

◎14番（本田芳枝君）

11月終わりに全員協議会を開いて議会に相談したということをおっしゃい

ます。それと、今回も議案を提出するときに議会に相談したとおっしゃいます。そういう場合に、自分が中断するときに議会だけではなく、例えば弁護士あるいは相談をできる場所に相談をされての上での決意だったのか。その辺を分かる範囲でお伝えしたいんですが。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

町長のほうが一時中断するというので、顧問弁護士に相談したということは私は聞いておりません。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

大丈夫です。

◎議長（山脇秀隆君）

ほかにありませんか。

田川議員。

◎10番（田川正治君）

議案1号の一般職の職員の給与に関する条例の件ですが、先ほどの説明では官民格差の是正との関係でということ、若年職員、そして勤勉手当、2つ述べられて引き上げるということだったんですが、国家公務員に準じてということですので、退職金が減らされるということが、0.75やったかな、75万円か、というようなことなどが言われてるんですが、これは町職員との関係では関係してないということ、捉えていいんですかね。退職金の引き下げについての内容。

◎議長（山脇秀隆君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

今回の提案しております議案の内容には、退職金の部分は含まれておりません。

◎議長（山脇秀隆君）

ほかに。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

◎議長（山脇秀隆君）

日程第6、議案の委員会付託についてお諮りいたします。

本日上程されました第1号議案から第3号議案、第5号議案から第7号議案につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託したいと思います。

また、第4号議案の平成29年度粕屋町一般会計補正予算につきましては、地方自治法第109条第1項及び粕屋町議会委員会条例第5条の規定により、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、予算特別委員会に付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（山脇秀隆君）

ご異議なしと認めます。よって、本日上程されました議案につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長は、申し合わせ及び協議により、委員長に本田芳枝議員、副委員長に太田健策議員であります。

ただ今から各委員会審議のため本会議を暫時休憩いたします。委員会審議が終了次第本会議を再開いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、休憩いたします。

(休憩 午前10時50分)

(再開 午後4時50分)

◎議長（山脇秀隆君）

それでは、再開いたします。

審議時間を要しましたので、本日の会議時間を延長いたします。

委員会報告ができておりませんので、ただ今より暫時休憩をいたします。

(休憩 午後4時51分)

(再開 午後5時02分)

◎議長（山脇秀隆君）

再開いたします。

上程されました議案第1号粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第2号粕屋町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、以上2議案を一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

小池総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 小池弘基君 登壇)

◎総務常任委員長（小池弘基君）

議案第1号粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、付託を受けました総務常任委員会の審議の経過（と結果）についてご報告いた

します。

提案理由は、人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じて、粕屋町一般職の職員の給与等を改定するためであります。

勧告内容は、民間給与との格差に基づく給与改定で平成29年4月1日に遡及改定があり、1、月例給（俸給表の見直し）第1条関係、民間給与との比較631円、率として0.15%、平均年齢は43.6歳、基本給41万719円であります。この民間との給与の格差解消のため、月例給平均0.2%を引き上げ、初任給及び若年層につきましては1,000円引き上げ、その他400円引き上げといたします。2、ボーナス第1条、第2条関係につきましては、民間ボーナスとの比較0.12月（官4.30月を民間4.42月）、この差がございます。民間給与との格差解消に伴いまして、支給月数0.10月引き上げを行います。勤務実績に応じた給与を推進するため、勤勉手当に配分いたします。

続きまして、議案第2号粕屋町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、付託を受けました総務常任委員会の審議の経過（と結果）についてご報告いたします。

提案理由は、先ほど述べました一般職と同じで人事院勧告に基づくものでございます。

改定内容につきましては、1、ボーナス第1条、第2条関係でございます。一般職に準じて期末手当支給月数0.05月引き上げ、3.25月を3.30月に変更するものでございます。町の対応といたしましては、人事院勧告どおり実施予定でございます。また、方法につきましては、一般職同様、同じといたします。

以上、総務常任委員会におきまして慎重に審議いたしました結果、1号議案、また2号議案とも全員賛成をもって可決すべきと決しましたことをご報告いたします。

（総務常任委員長 小池弘基君 降壇）

◎議長（山脇秀隆君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は一括番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第1号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（山脇秀隆君）

賛成多数であります。よって、議案第1号は（委員長の報告のとおり）可決いたしました。

これより議案第2号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（山脇秀隆君）

賛成多数であります。よって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（山脇秀隆君）

議案第3号粕屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

小池議会運営委員会委員長。

(議会運営委員長 小池弘基君 登壇)

◎議会運営委員長（小池弘基君）

議案第3号粕屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、付託を受けました議会運営委員会での審議の経過と結果を報告いたします。

提案理由につきましては、一般職及び特別職と同じく人事院勧告によるものでございます。

改定内容につきましては、1、ボーナス第1条、第2条関係でございますが、特別職に準じて期末手当支給月数0.05月引き上げ、3.25月を3.30月に改めるものでございます。町の対応といたしましては、特別職の改定に順次実施予定でございます。方法につきましては、一般職と同様でございます。

慎重に審議いたしました結果、賛成多数をもって可決すべきと決しましたことをご報告し、終わります。

（議会運営委員長 小池弘基君 降壇）

◎議長（山脇秀隆君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第3号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

14番、本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

議案の趣旨にずれるかもしれませんが、私は今回、粕屋町議員として、議会に対してどのような立場をとろうかと随分迷ってまいりました。それで、今回における町長が欠席されているということによる議会運営に対して明確な理由がございませんので、提出された議案に対しては反対の意を投じたいと思っています。

町長には、トップとしての責任があると思います。でも、私どもは町民の皆さんにとって説明責任のつく議会運営をしなければならないと思っています。それで、特にこの議員報酬のところでも申し上げましたが、私はこの議案に反対をいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（山脇秀隆君）

賛成多数であります。よって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（山脇秀隆君）

議案第4号平成29年度粕屋町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

本田予算特別委員会委員長。

（予算特別委員長 本田芳枝君 登壇）

◎予算特別委員長（本田芳枝君）

議案第4号粕屋町一般会計補正予算について、付託を受けました予算特別委員会の審議の経過（と結果）についてご報告をいたします。

まず先に、議案4号には委員長宛てに修正案が出されたことをご報告いたします。修正案の内容は、給食センター建設に伴う損害賠償金追加分961万2,000円を減額するものです。その修正案の提案理由は、給食センターの工事をストップしたことにより発生した損害賠償金の減額がこの961万2,000円です。この賠償金追加分は、工事をストップさせたことが原因であり、その決断をされたのは町長で、町長自ら説明をして給食センター問題を終結させるためにも、議案提案をご自身でされたいということで、この減額したものを提案されました。

慎重に審議いたしました結果、961万2,000円を減額する修正案は賛成少数で否決されたことをご報告いたします。

議案第4号（原案）に入ります。

なお、審議の経過につきましては、議員全員によります審議でございますので、

要点のみご報告させていただきます。

一般会計予算に歳入歳出それぞれ1億2,096万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ140億9,343万円とするものでございます。

歳入の主な予算は、経営政策課の財政調整基金繰入れに4,096万9,000円、その内容としましては、人事院勧告及び人件費精算分の補填による余剰財源分928万円を減額するもの、ふるさと納税事業分財源補填として4,063万7,000円、給食センター損害賠償金追加分費用分財源補填として961万2,000円となっております。それから、協働のまちづくり課のふるさとづくり寄附金に8,000万円となっております。

また、歳出の主な予算は、人事院勧告に基づく増額1,060万円、人件費の精算分1,990万円の減額、ふるさと寄附金増収による委託料増額4,063万7,000円、ふるさとづくり基金8,000万円、給食センター損害賠償金追加分として961万2,000円となっております。

以上を慎重審議しました結果、賛成多数で可決されましたことを報告いたします。

以上でございます。

(予算特別委員長 本田芳枝君 降壇)

◎議長(山脇秀隆君)

ただ今の予算特別委員会委員長からの報告がありましたように、本議案第4号には修正案が提出されております。また、この議案につきましては、委員長報告のとおり議員全員によります審議を行っております。よって、質疑を省略し、これより粕屋町議会会議規則第88条の規定により修正案を先に採決いたします。

それでは、議案第4号修正案の討論に入ります。

修正案の委員長の報告は否決でありますので、まず修正案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(山脇秀隆君)

次に、修正案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(山脇秀隆君)

ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第4号の修正案を採決いたします。

本修正案に対する委員長の報告は、否決であります。本修正案、すなわち議員から提出された修正案に賛成の方は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（山脇秀隆君）

賛成少数であります。よって、議案第4号は平成29年度粕屋町一般会計補正予算についての修正案は否決されました。

ただ今修正案が否決されましたので、議案第4号平成29年度粕屋町一般会計補正予算について原案の採決を行います。

それでは、議案第4号原案の討論に入ります。

委員長の報告は可決でありますので、まず原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第4号原案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案、すなわち原案に賛成の方は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（山脇秀隆君）

賛成多数であります。よって、議案第4号は、（委員長の報告のとおり）可決されました。

◎議長（山脇秀隆君）

議案第5号工事請負契約の変更についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

太田建設常任委員会委員長。

（建設常任委員長 太田健策君 登壇）

◎建設常任委員長（太田健策君）

建設常任委員会に付託を受けました議案第5号工事請負契約の変更についての審議の経過と結果につきまして報告いたします。

平成29年第2回定例会で議決しておりました都市政策部道路環境整備課所管の峰屋敷・向川原線道路新設工事におきまして、国道201号線の中央分離帯掘削時において残存の舗装や路盤材の破壊、取崩しが新たに発生し、また転落防止柵やカラー路面標示等の安全施設の設置が生じたために増嵩を行うものであります。今回の変更による増額は1,153万2,240円に変更後の契約金額を1億831万1,040円とするものです。

審議につきましては、舗装破壊や構造物取崩しの撤去工の詳細及び町道横断部の安全対策設置の経緯など、当委員会で慎重審議の結果、全員賛成で可決すべきことに決しましたことを報告をいたします。終わります。

(建設常任委員長 太田健策君 降壇)

◎議長（山脇秀隆君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、質疑を終結いたします。
これより議案第5号の討論に入ります。
まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。
これより議案第5号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（山脇秀隆君）

賛成多数であります。よって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（山脇秀隆君）

議案第6号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

小池総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 小池弘基君 登壇)

◎総務常任委員長（小池弘基君）

議案第6号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について、付託を受けました総務常任

委員会の審議の経過（と結果）についてご報告いたします。

提案理由につきましては、平成30年3月31日に豊前広域環境施設組合が解散されることに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数が減少し、福岡県市町村職員退職手当組合同約を変更するためであります。

数の増減及び規約変更の概要につきましては、1、構成団体数は規約変更前は83団体、市17、町23、村2、一部事務組合40、広域連合1でございましたが、規約変更後82団体、市17、町23、村2、一部事務組合39、広域連合1となりました。

2、減少の内容につきましては、豊前広域環境施設組合において、平成30年3月31日に地方自治法286条の2第1項の規定により、構成団体であるみやこ町が脱退したため、構成団体が1つとなったことにより解散するための脱退であります。

他の委員より、1つ減ったことにより粕屋町に影響があるのかといったような質疑がございましたが、慎重審議の結果、全員賛成で可決すべきと決しましたことをご報告し、終わります。

（総務常任委員長 小池弘基君 降壇）

◎議長（山脇秀隆君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第6号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（山脇秀隆君）

賛成多数であります。よって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決いたしま

した。

◎議長（山脇秀隆君）

議案第7号和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

太田学校給食調理場建設特別委員会委員長。

（学校給食調理場建設特別委員長 太田健策君 登壇）

◎学校給食調理場建設特別委員長（太田健策君）

議案第7号和解及び損害賠償の決定について、付託を受けました学校給食調理場建設特別委員会の審議の経過と結果について報告をいたします。

これは議員全員の参加でありますので、簡単に省略して説明をさせていただきます。

粕屋町は、平成28年11月25日付暫定合意書に基づき、仮払金として金5,401万5,822円及び本件工事の履行保証保険料実費分40万6,360円の合計5,442万2,182円を支払い、その後の対応を待たれていたものであります。乙は、粕屋町は、株式会社粕屋町学校給食サービスに対し、粕屋町の議会の承認を得た場合、平成30年4月末までに本件解決金として、前条の支払い金とは別途金890万円を支払うということで紛争の解決に関して合意書を定める。ほかの債権、債務がないことを相互に承認すると。これは委員会全員により審議しました結果、賛成多数により審議を終了したことを報告いたしまして終わります。

（学校給食調理場建設特別委員長 太田健策君 降壇）

◎議長（山脇秀隆君）

本案につきましては、ただ今の委員長報告のとおり、議員全員による審議を行っております。

よって質疑を省略し、これより議案第7号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

10番、田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

一昨年6月、私この問題について、町長の判断で生じた遅延損害金、これは貴重な町民の税金を財政調整基金を取崩して使うというようなことを表明されました。その時に私は、町民に対する説明責任を果たすことについての問題を、町長にも質問をいたしました。謝罪し、説明会を開くということも指摘いたしました。町長はその時に、1億8,000万円精査していると。しかし、この損害金は、私は全く払う気はありません。精査して裁判しながら闘うと、SPCと闘う、このように答弁されました。にもかかわらず、その後この問題についての態度表明は何らされな

いままであります。そして、昨年6月議会では、案浦議員が遅延損害金、町民の血税1億円余りを無駄に使うと。担当職員の懲戒処分なども行っている。町長自らはじめをつけるべきではないかと、町長の責任についてどう考えているか質問されました。町長は、6月末工事は完了しますので、全部終わりましたらしっかりと自らを律したい、このように答弁されました。私は、町長が損害賠償金の和解も含めたこの時期に臨時議会で自らこの点についての説明責任があると考えます。

このように本会議場で遅延損害金について町長が答弁してきたこと、町民にもこのことは疑問も含め、解明すべき点などを含めていろいろな意見があります。この遅延損害金を臨時議会で決めるということであれば、町長が出席して、また文書にしてでもこのことについての和解する内容について説明をすべきだと考える。そういう点で、私はこの遅延損害金の和解に対する890万円を決定することについての議案に対して反対をいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。これより、議案……。

14番、本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

この議案に反対の立場で討論をいたします。

この和解金の額の決定ということは890万円、税込みで961万2,000円の額を決めるということです。私は、審議の中で説明が不十分、数字の説明が不十分、弁護士さんによる説明資料も間違いもあるというか、記入漏れがある。私どもは、その数字を見て議案の正当性を考えます、資料を見てね。その資料が不十分であるということを示し上げましたけれども、その結果の答えは、和解金だからこれは仕方がない。民間企業同士の話し合いあるいはほかの保険関係ですよね。お互いに金額をああたこうだするんじゃないなくて、大方の線でこの金額で決めようという、そういう契約の仕方では和解金を決めたというふうに聞きました。民間であればそれでいいでし

よう。それから、一般の方であればそれでいいでしょう。でも、私ども議会は、皆さんの税金によって成り立っています。特に、町長も議員も町民の皆さんに説明責任があります。その説明のときに和解金の金額の根拠をきちんと言えないということは、私ども議員にとっても、町長にとっても非常に大変なことになります。住民の負託を受けて私どもは出ておりますから。町民の皆さんは、毎日の生活の中で一円でも一生懸命節約をし、そして税金を納めている。その税金のある一定の使い方が、金額の明細は分からないけれども、議会としてあるいは町長として和解金という形で決めたというふうな内容を担当課から、担当の職員から説明を受けました。担当の職員は、それはもうそう言わざるを得ないですよ。

だから、私は今回、町長にぜひ議会に出てほしかった。それができないということがあれば、きちんと責任を移譲して、ちゃんと優秀な副町長がいらっしゃるわけですから、その方にきちんと内容を全て任せて、町長、副町長、教育長、それから部長、それぞれ課長さんたちが一生懸命考えられるわけですから、結果をそれに任せる。そういう形をとってくださっていたら、私はこの議会に対して賛成をいろんな面でしたいと思いますが、それがなされていない。

その主な根拠は、SPCとの契約が問題で今この和解の金額を決めるということですが、実は皆さんに知ってほしいと思うのは、アドバイザリー契約を平成25年ぐらいにしたと思うんですけど、そのときに弁護士費用が300万円ついておりました。ところが、この弁護士費用は敷地の残留物というか、ごみの調査費、第2回目の調査費に流用されているんです。従って、それ以降は弁護士さんがついていないという中でこの契約を交わされる。27年11月に町長が（議長を通じて）私ども全員協議会を招集して、給食センターを続けていかどうかを問われましたけれども、私はその時にも住民の皆さんの意見、それから議会の意見を聴くことも大事ですが、トップとしてきちんとした識者あるいは弁護士に相談することが必要だったのではないだろうかと思えます。でも、残念ながらそれは叶わなかった。そして、なおさら私は町長は、町民に対してきちんと説明をする。トップとトップの和解案はそれはそれでいいのです。だけど、その根拠なりをきちんとしてご自分の口で、それができなければ副町長が数字の明細ある程度でいいんです。昨年8月までは明細がきちんと出てるわけですから。そこを説明した上で提案すべきと思っています。したがって、そういうことがなされていないので、私はこの議案に反対でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（山脇秀隆君）

賛成多数であります。よって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句数字等の整理訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（山脇秀隆君）

ご異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句数字等の整理訂正は議長に一任していただくことに決定いたしました。

副町長から発言の申し出がっておりますので、これを認めます。

吉武信一副町長。

◎副町長（吉武信一君）

平成30年第1回粕屋町議会臨時会の閉会に当たりまして、自席からではございますが、一言ご挨拶を申し上げます。

本日提案いたしました案件につきまして、ご賛同をいただき、議決していただきましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。今後とも町政運営につきましては、町議会議員の皆さまのご理解とご協力のもとに町政の発展に最大限の努力をする所存でございますので、よろしくお願いいたします。

議員の皆さまにおかれましては、十分お体にご注意をいただき、公私ともにご活躍されますことをご祈念いたしまして、私の挨拶といたします。本日はどうもあり

がとうございました。

◎議長（山脇秀隆君）

お諮りします。

本臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、平成30年第1回粕屋町議会臨時会を閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（山脇秀隆君）

ご異議なしと認めます。よって、平成30年第1回粕屋町議会臨時会を閉会いたします。

（閉会 午後5時45分）

会議録調製者 古 賀 博 文

上記会議の経過については、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 山 脇 秀 隆

署名議員 久 我 純 治

署名議員 八 尋 源 治